

令和8年度 第1回 美郷町農業委員会議事録

日時：令和8年4月28日（火）

9：30～10：15

場所：美郷町役場本庁2階多目的室

農業委員 6人（欠席委員 人）

1. 山田 昇	2. 樋ヶ 隆行	3. 烏田 裕一
4. 西嶋 伸介	5. 大草 美智江	6. 新田 晋太郎

農地利用最適化推進委員 7人（欠席委員 人）

7. 浅原 譲	8. 坪内 博	9. 梅原 富雄
10. 黒川 民次郎	11. 野田 祐司	12. 佐和 克彦
13. 梅田 信雄		

オブザーバー しまね農業振興公社 農地集積相談員 松崎寿昌

事務局 農業委員会 事務局長 吾郷真彦  
産業振興課 農業振興係 係長 佐竹志保  
主事 飯島 俊

議事日程

第1 議事録署名委員の指名 大草美智江委員・新田晋太郎委員

第2 議事

議案第1号 農地法第3条について

報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）について

第3 その他報告事項

会 長	それでは皆さんおはようございます。4月も終わりで段々忙しくなってきましたが、まだ沢谷の方では稲を植えたところはないですが。
12番委員	沢谷ではないですが、赤名の方では20日ぐらいに植えておられました。
会 長	赤名の方はどういうわけかわかりませんが、秋対策かなと思って考えてみたり。早いところ植えて早いところ刈って。秋の長雨が続けば面倒なことになるので。そういう意味かなと思って勝手に解釈していて。真意はわかりませんが。かなり早く植えておられます。苗も結構いい苗なので、前から計画して早く植えられたのでしょうか。うちはまだまだこれからですけれども。稲を植えたところがありますか？
9番委員	信喜の方は植えられていました。
会 長	いつも上川戸の方は早いけど。ぼちぼち植えられますね。忙しくなりますが、体に気をつけて農作業に励んでいただきたいと思います。この間、山陰中央新報にも掲載されていましたが、初めて聞くのですが、「米穀安定供給確保支援機構」というのがあるそうですが、どなたかご存じですか？農地集積相談員さん、ご存じないです？
農地集積相談員	ちょっとわからないです。
会 長	私も初めて聞きましたが、米のコスト指標を出していましたが、山陰中央新報はわかりやすく30kg換算でやっていますが、農業関係は以前から60kg換算でやっているの、ちょっとわかりにくいところはあるんですが、それによると米の生産者のコストが60kg当たりで20,535円ということは、1万2~3百円ということですね。これは生産者の場合で、それから1段階、2段階、3段階の集荷や卸売りを経て、小売りの適正価格が30,412円ということで、5kg当たりの換算をすると、2,816円ということになるそうです。これはどう計算されたかわからないけれど、専門家に言わせるとちょっと高いんじゃないかと。大口はもっと生

	<p>産コストが下がると思いますが。こういう機構があるのを初めて知って、多分農林水産省かなにかの外郭団体じゃないかと勝手に思っています。こういうのを示されてということは、ある程度これが基礎になるということじゃないかなという気がしております。この結果が今年の米価にどう影響していくか、これからまたJAの方でも。もう決まっているのかな？JAの方では。去年から3年間どうとやら。</p>
<p>12番委員</p>	<p>あれは3年契約した人ほどです。</p>
<p>会長</p>	<p>これは数がかなり多いので、普通の人にはあまり関係ないでしょうけど。多分これがひとつの目安になるのではないかなという気がしております。それからこの間ちょっとね、変な話を聞いたんだが、JAへ苗の注文をしたら、もう受けてもらえないそうで。それは予約期間が過ぎているかのしれないけども、それでがっかりしているところをある人が見つけて、それで4番委員さんのところへ聞いたらまだ大丈夫とのことで、4番委員さんのところで受けてもらえたとのことですけども、そういうことはあるの？JAは？</p>
<p>農地集積相談員</p>	<p>かなり余裕はあるとのことですけど。</p>
<p>会長</p>	<p>3月ぐらいの話だけど、もう時期が過ぎていたのかな。以前は急に頼んで苗はあったけど。</p>
<p>12番委員</p>	<p>かなり苗は作っているから。</p>
<p>会長</p>	<p>だからおかしな話だなと思って。4番委員さんのところは余裕はあるの？</p>
<p>4番委員</p>	<p>多少は。</p>
<p>会長</p>	<p>その人はそんなに経営面積は大きくないけど。そういうことがあってはいけないなと思って、12番委員の方で調べてもらって、そういうことがないようにしてもらわないと。苗がダメだったから急遽頼む人もおられるだろうから。去年も近所の方でそういう人はいたから。一丁ぐらい作る人が苗を撒いたけど生えないからJAに頼ん</p>

	<p>だそうで。これはちゃんと受け付けてもらえて事なきを得たけれど。だからそういう話はあまりよくないから。検討してもらうように。</p>
12番委員	<p>後で詳しく教えてください。</p>
会 長	<p>という事例があったそうで。確認をしておいてください。議事に入る前に農業振興係長から。</p>
農業振興係長	<p>すみません。ちょっと時間をお借りして、挨拶をさせていただきます。令和8年度産業振興課に新しく職員が1人配属になりましたので、自己紹介をさせていただきたいと思います。</p>
農業振興係主事	<p>産業振興課農業振興係に配属となりました、飯島俊と申します。今年度の多面的機能支払制度と畜産関係の方を担当させていただきます。皆さんよろしくお願ひします。</p>
農業振興係長	<p>出身は県外で、美郷町の事はよく知らない状況ですので、農業委員の皆様のご指導をよろしくお願ひします。</p>
農業振興係主事	<p>よろしくお願ひします。</p> <p>(農業振興係長及び農業振興係主事はここで退席)</p>
会 長	<p>それでは議事に入ります。本日の議事録署名委員は5番委員さんと6番委員さん、お願ひします。それでは議案第1号について事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>皆さんおはようございます。議事に入らせていただきます。議案第1号「農地法第3条」についてです。資料は2ページ目です。今回は3件の申請がありました。</p> <p>まず1件目、こちらは所有権移転の案件です。所在地は村之郷◎◎◎◎他計8筆、登記簿地目及び現況地目は田が5筆、畑が3筆です。面積は合計5,492㎡です。譲渡人は広島市在住の●●●●さん、譲受人は宮内在住の○○○○さんです。</p> <p>続きまして2件目、こちらも所有権移転の案件です。所在地は小松</p>

	<p>地………他計2筆。登記簿地目及び現況地目は全て田。面積は合計2, 893㎡です。譲渡人は出雲市在住の▲▲▲▲さん、譲受人は別府在住の△△△△さんです。こちらは2件とも所有者が遠方に住んでおられまして、宅地も併せて農地を購入して、農地を管理するとのことです。</p> <p>続いて3件目、こちらは賃貸借設定ですが、所在地は別府☒☒☒☒他計3筆。登記簿地目及び現況地目は全て田。面積は合計4, 338㎡です。譲渡人の方は大田市在住の■●●●さん、譲受人の方は別府在住の2件目と同じ△△△△さんです。こちらも所有者が遠方に住んでおられるために管理が困難なため、利用権設定をして農地を管理するとのことです。</p> <p>場所ですがまず1件目、資料3ページ目ですがこちらは村之郷1集落から村之郷2集落に入るとことの農地が8筆あります。続きまして2件目、資料は4ページ目です。こちらは寺谷の中間谷のところの農地です。▲▲▲▲さんのお父さんは小松地の寺谷に住んでおられて、▲▲▲▲さんが相続された農地を△△△△さんが購入されるということです。続いて3件目、資料は5ページ目です。こちらは別府の戸風呂谷の農地3筆となっております。</p> <p>現地確認の方ですが、まず1件目で資料6ページ目から8ページ目、こちらを4番委員さんと7番委員さんに現地確認をしていただきました。続いて2件目、資料9ページ目です。こちらは2番委員さんと13番委員さんに現地確認をしていただいております。続いて3件目、資料10ページ目です。こちらを2番委員さんと13番委員さんに現地確認をしていただいております。</p> <p>ちなみに1件目ですが、2月の農業委員会総会の際に譲渡人の宅地の前の農地の非農地判断の件について、こちらは顛末書が必要ということでしたが、今回の案件の申請と併せて、譲渡人の●●●●さんから顛末書は提出されております。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは現地確認について、1件目を4番委員さんお願いします。</p>
<p>4 番 委 員</p>	<p>7番委員さん2人でと現地確認をしました。見てもらうとわかるように、田もきれいにされておられますので、ちゃんと耕作されると思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>続いて2件目・3件目について2番委員さんお願いします。</p>

2 番 委 員	まず2件目についてですが、しばらく田は耕作されていないみたいですが、草はこまめに刈っておられて、田としてもすぐ使えるかなと思います。3件目については、こちらも田を起こして水も溜めておられたので、問題はないと思います。
会 長	ありがとうございます。何か皆さんからご意見はありませんか。1件目はもう〇〇〇〇さんが耕作されていたのかな？
4 番 委 員	まだ耕作はされていません。
会 長	耕作していないの？
事 務 局	3月までは村之郷の▽▽▽▽さんが利用権設定をされていました。
会 長	今度は〇〇〇〇さんが耕作されるんだな。
7 番 委 員	〇〇〇〇さん本人も耕作されるということで。
会 長	この方、今まで耕作はしていた？
7 番 委 員	宮内の方で耕作されていました。
5 番 委 員	こちらが家ですが？
事 務 局	そうです。こちらが譲渡人の方の家です。
5 番 委 員	この家を買って、〇〇〇〇さんが住むと。
会 長	農機具とかもあるんだな。
7 番 委 員	農機具とかも借りたりして耕作されます。
5 番 委 員	昔地域おこし協力隊で来られた人ですね。
7 番 委 員	3年ぐらい前にね。それから結婚して夫婦で宮内に住んでおられま

<p>会 長</p>	<p>す。</p> <p>2件目の方は以前▼▼▼▼さんが牧草とか撒いて管理していなかったかな。</p>
<p>13番委員</p>	<p>以前までは。最近は管理しておられません。</p>
<p>会 長</p>	<p>△△△△さんというと。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>役場の活気あふれる町づくり課の会計年度任用職員です。</p>
<p>会 長</p>	<p>農機具はどうするの？</p>
<p>2番委員</p>	<p>別府の集落営農組織から借りるみたいです。</p>
<p>13番委員</p>	<p>中間谷から戸風呂谷まで結構遠いよね。隣の◆◆◆◆さんの田も続けて耕作してもらえればね。</p>
<p>会 長</p>	<p>ほか何か意見はありませんか。無ければ採決に移ります。議案第1号について賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(出席農業委員全員挙手)</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。議案第1号については承認されました。議案は以上です。報告第1号について事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>では報告第1号「農用地利用集積等促進計画の公告」についてです。資料は11ページ目です。</p> <p>今回3件の報告案件があります。まず1件目、所在地は村之郷◎◎◎◎他計52筆。登記簿地目及び現況地目は全て田。面積は合計63,984㎡。利用権設定の貸付人は川本町在住の●●●●さん他計16名。借受人は宮内在住の○○○○さんです。利用権設定は6年間の使用貸借となっております。</p> <p>続いて2件目、資料は15ページ目です。所在地は小松地……他計4筆。登記簿地目及び現況地目は全て田。面積は合計5,035㎡。貸付人の方は別府在住の▲▲▲▲さん。借受人の方は大田市</p>

	<p>温泉津町在住の△△△△さんです。利用権設定は5年間の使用貸借です。</p> <p>続いて3件目。所在地は九日市☒☒☒☒。登記簿地目及び現況地目は田。面積は1, 176㎡。貸付人は兵庫県在住の■●●■さん。借受人は九日市在住の□□□□さんです。利用権設定は6年間の使用貸借となっております。こちら3件ともしまね農業振興公社を通じての利用権設定となっております。</p> <p>場所ですが資料16ページ目、まず1件目の○○○○さんの案件ですが、宮内2集落から村之郷1集落の図面となっております。こちらは所有者ごとに農地の色分けをしており、こちらが対象農地となっております。続いて2件目、資料は17ページ目。こちらが△△△△さんの案件ですが、小松地と別府の境の農地が対象の農地となっております。続いて3件目、資料18ページ目。こちら九日市の花の谷の航空写真となっておりますが、□□□□さんの家の裏の農地が対象となっております。</p> <p>このうち2件目の△△△△さんですが、この方は大田市温泉津町の方で、資料19ページ目にこの方の借受申請書を付けております。この方は大田市温泉津町の井田の方でして、認定農業者であり、大田市の農地利用適正化推進委員をされておられます。結構手広く温泉津町の方と川本町の方で利用権設定をされておまして、農機具を持ってきて耕作をされておられます。よく言われるのがもっと他に農地はないでしょうかと話をされ、活発な方です。こういう方がおられて、市町境のところであれば、隣接したところに住んでおられる農家であれば、美郷町内で利用権設定をされるかたもあるかなということで紹介させていただきました。説明は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>報告事項であります、▲▲▲▲さんのところは小松地の営農組合で耕作していなかった？</p>
<p>2 番 委 員</p>	<p>1度頼まれたのですが、断って耕作していなかったです。</p>
<p>会 長</p>	<p>ご主人が亡くなられてから耕作されてなかったの？</p>
<p>2 番 委 員</p>	<p>去年から△△△△さんが耕作されていました。</p>
<p>会 長</p>	<p>去年から耕作されていたの？</p>

事務局	<p>去年から耕作をされていたのですが、今年も耕作するという ことで、利用権設定をして耕作しようということです。温泉津町や川本 町の農地もしまね農業振興公社を通じての利用権設定をしておら れたので、それに合わせて利用権設定をされました。</p>
会長	<p>このような案件でいつも不思議に思うけど、井手掃除などはどう されるんだろう？井手掃除とかに出でこられるのだろうか？あち らこちら耕作されている方は。</p>
事務局	<p>この方の場合は、井手掃除だけは所有者にお願いしたとのことでした。</p>
会長	<p>井手掃除だけ？▲▲▲▲さんは井手掃除をしないのでは？それが 一番大変だと思うけど。日曜日とかに掃除をするとすると、どちら でも重なるだろうし。余計な心配かもしれないが。</p>
5番委員	<p>この□□□□さんの案件は、貸付人は弟さんじゃないの？それでも 利用権設定しないとイケないの？</p>
12番委員	<p>地域の担い手であれば利用権設定はしないとイケないでしょう。</p>
5番委員	<p>律儀だなと思って。</p>
会長	<p>他にも弟さんの農地があるんじゃないの？</p>
12番委員	<p>この農地だけです。</p>
会長	<p>皆さんよろしいでしょうか。それでは議事を終了します。  (議事終了後、次回の総会の日程調整を決めて閉会した)</p>

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名する。

会 長 山 田 昇

議事録署名者 大草美智江

議事録署名者 新田晋太郎